

厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル
技術提案書に関する質問事項及び回答

資料名称	ページ、 項目等	質問事項	回答
実施要領	11 ページ 2 (5)	副本は2 (4) ア及びイに示す指定様式も含めたすべての提出書類について、15部提出するという理解でよろしいでしょうか。	ア 技術提案書について、正本は指定様式(第3号様式)と任意様式を製本して1部提出してください。副本は、指定様式(第3号様式)は不要、任意様式のみを製本して15部提出してください。 イ 提案価格書について、正本は指定様式(第4号様式)と任意様式を製本して1部提出してください。副本の提出は不要です。 なお製本については、フラットファイル等でまとめていただく程度で問題ありません。
実施要領	11 ページ 2 (5)	副本は提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととありますが、当該箇所を黒塗り(マスキング)する対応でよろしいでしょうか。	副本は指定様式(第3号様式)を含めて提出していただく前提でご質問いただいていると認識しておりますが、上述のとおり、副本は指定様式(第3号様式)の提出は必要ありません。

			任意様式の中で、商号又は名称、所在地、代表者名等が記載されている箇所がございましたら、黒塗り（マスキング）する対応をお願いします。
実施要領	11 ページ 2（6）ウ	原則として、文字の大きさは12 ポイント以上にしますが、技術提案書に掲載する図表等は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、技術提案書に掲載する図表等には、文字の大きさの指定は適用されません。
実施要領	12 ページ 2（6）エ	各評価項目で枚数が指定されていますが、技術提案書の目次や中表紙はページ数に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、目次や中表紙など具体的な技術提案とは直接関係がない箇所は、指定するページ数に含まれません。
第3様式	－	押印は必要でしょうか。	押印の指定はありません。任意でお願いします。
第4様式	－	押印は必要でしょうか。	押印の指定はありません。任意でお願いします。